

船舶事故調査報告書

平成31年3月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

| | |
|--|---|
| 事故種類 | 遊泳者負傷 |
| 発生日時 | 平成30年7月14日 15時30分ごろ |
| 発生場所 | 京都府京丹後市久美浜港 久美浜港南防波堤灯台から真方位251°210m付近 （概位 北緯35°38.9′ 東経134°54.0′） |
| 事故の概要 | プレジャーボートさくらⅡは、北西進中、遊泳者に接触して同遊泳者が負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 平成30年9月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | プレジャーボート さくらⅡ、0.4トン KT3-11791（漁船登録番号）、個人所有 4.31m(Lr)×1.49m×0.64m、FRP ガソリン機関、14.70kW、平成25年10月2日 第251-21351号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年4月5日 免許証交付日 平成30年4月17日 （平成36年4月4日まで有効） 遊泳者 男性 61歳 |
| 死傷者等 | 軽傷 1人（遊泳者） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.2m、潮汐 下げ潮の初期 |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、翌日の釣りに先立ち、海の状況を確認する目的で、平成30年7月14日15時00分ごろ久美浜港内の係留地を出発し、船長が、船尾中央付近に腰を掛け、右手で船外機のスロットルレバーを持ち、同港内を日本海に至る水戸口 ^{みとぐち} と称する水路に向けて航行していた。（写真1参照） |



写真 1 本船

本船は、約 1 週間前の降雨の影響で、海水が茶色に濁っており、久美浜港内の内海に木材等が流れ込んで漂っている状況の中、これらを避けて航行していたものの、時折、船体又は船外機が浮遊する木材等に接触しながら航行を続けた。

船長は、水戸口が Y 字状に分岐した左側の旧道と称する水路を約 3 ～ 5 ノットの対地速力で北西進していたところ、15 時 30 分ごろスロットルレバーに衝撃を感じ、減速して後方を見たところ、海面に頭部を押さえている遊泳者を認め、同遊泳者に接触したことを知った。

船長は、直ちに反転して遊泳者を本船に引き揚げたのち、遊泳者の知人がいた旧道左岸に向かい、遊泳者を病院に連れて行くように知人に依頼したのち、係留地に戻り、交番に行って本事故の発生を伝えた。

船長は、交番の担当者が舞鶴海上保安部に本事故の発生を通報した際に電話を代わり、海上保安官に本事故の発生を知らせた。

遊泳者は、知人 1 人と共に旧道左岸近くの陸地に自家用車で到着し、旧道右岸の通称「三角島^{さんかくしま}」付近での海中遊泳の目的で、フード付きの黒色ウェットスーツ、水中眼鏡及びシュノーケル並びに手袋を着用し、15 時 00 分ごろ知人と共に海に入り、旧道を泳いで横切って三角島の北西岸に到着した。

遊泳者は、約 1 週間前の降雨の影響で旧道が濁っていたものの、三角島の北西岸に行けば、濁りがなく、海底が見えると思い、三角島の北西岸に行くこととした。

遊泳者は、三角島の北西岸に着いたものの、海水が濁って海底が見えなかったので旧道左岸に戻ることとし、知人が先に泳いで左岸に到着するのを待ち、知人が到着後、海に入って旧道を泳いで左岸に向かった。

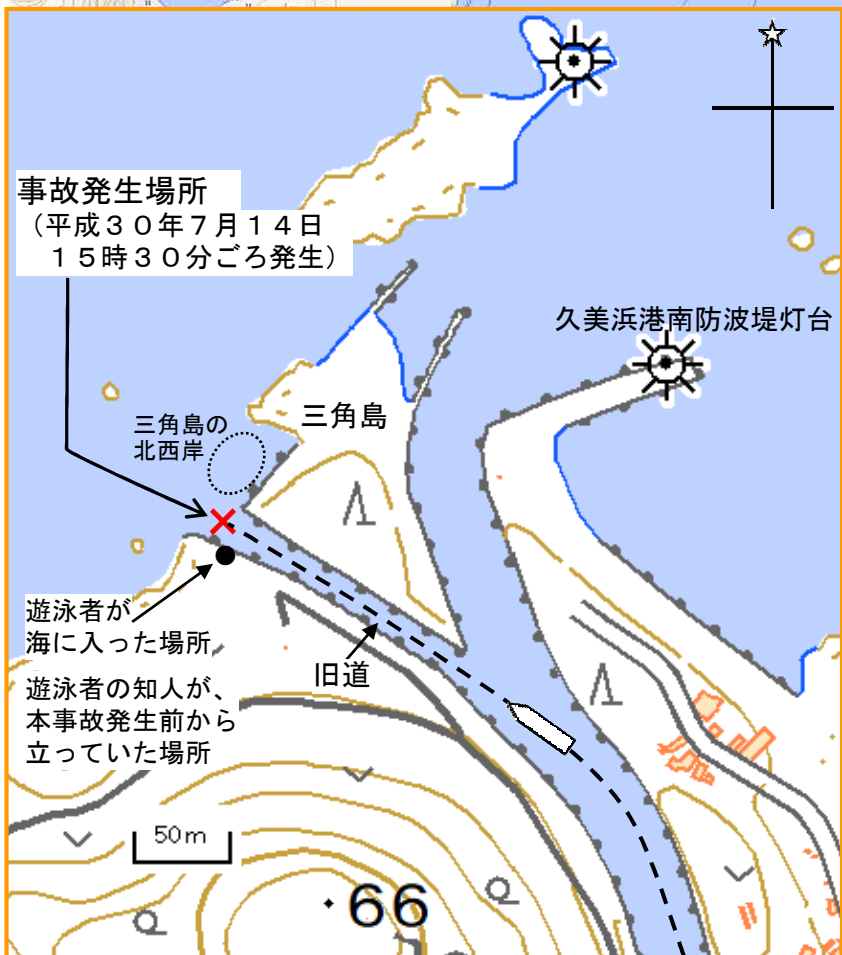
遊泳者は、左方から潮の流れを受け、やや右方に流されながら、顔を海につけ、海底を見る姿勢で平泳ぎをして左岸に向かっていたとき、何かが頭部に当たり、一旦沈んでから海面に上がった。

遊泳者は、水中眼鏡が 2 つに割れていることを認め、頭部に激しい痛みがある状況の中、船長に助けを求め、本船に引き揚げられて旧道

| | |
|---|---|
| | <p>左岸に運ばれた後、顔面から出血していることに気付き、知人の運転で京丹後市内の病院に運ばれ、鼻骨骨折及び顔面挫創と診断された。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p> |
| その他の事項 | <p>船長は、水戸口がY字状に分岐する場所に至った際、旧道左岸に遊泳者の知人及びクーラーボックスを認めた。</p> <p>船長は、海水が茶色に濁った旧道を航行中、内海ほどではないものの、木材等が浮遊している状況下、遊泳者の存在に気が付かなかった。</p> <p>船長は、旧道を航行した経験が何度もあり、これまでに本事故発生場所付近で泳いでいる人を見掛けたことがなかった。</p> <p>船長は、海水が茶色に濁り、木材等が浮遊している状況下でも人が泳いでいれば、発見することができるが、本事故当時は、遊泳者が海面に浮いた状態で泳いでいたのではなく、潜っており、本船のエンジン音が聞こえて浮上したときに接触したと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故当時、携帯電話を携帯していなかった。</p> <p>遊泳者は、小型船舶が旧道を航行することを知っていたが、これまでに本事故発生時間帯に航行しているのを見たことがなかった。</p> <p>遊泳者は、海中に潜っていれば、エンジン音やプロペラの回転音で船舶の存在に気付くことができるが、本事故時は、海面を泳いでいたので何も聞こえず、本船の存在に気付かなかった。</p> <p>遊泳者は、割れた水中眼鏡が顔面に当たって顔面挫創を負ったと本事故後に思った。</p> <p>本事故発生場所付近は、遊泳が禁止されている場所ではなかった。</p> |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析 | <p>不明 なし あり</p> <p>本船は、久美浜港において、海水が茶色に濁り、木材等が浮遊する状況下の旧道を北西進中、船首方の遊泳者に気付かず航行を続け、遊泳者と接触し、遊泳者が負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、約1週間前の降雨の影響で久美浜港の内海に木材等が流れ込んで漂い、旧道にも浮遊し、海水が茶色に濁っていたことから、遊泳者が木材等に紛れ、発見することができなかつた可能性があると考えられる。</p> <p>遊泳者は、海面を泳いでいたものの、フード付きの黒色ウェットスーツを着用し、顔を海につけて海底を見る姿勢で平泳ぎをしていたことから、本船から発見されにくい状況であった可能性があると考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、久美浜港において、海水が茶色に濁り、木材等が浮遊する状況下の旧道を北西進中、遊泳者と接触し、遊泳者が負傷</p> |

| | |
|--------------|--|
| | したことにより発生したものと考えられる。 |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 遊泳が禁止されていない場所であっても、船舶が航行する可能性がある水路では、遊泳を控えることが望ましい。・ 船長は、不測の事態が生じたときのために携帯電話を常に携帯すること。 |

付図1 事故発生経過概略図



※国土地理院Webサイトの
地理院地図使用